

第 41 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 21 年 9 月 8 日（火）

14:00 ～ 16:00

場所：三田共用会議所 3F 大会議室

議 事 次 第

1. 最近開催されたコーデックス委員会で検討された議題について
 - ・ 第32回総会
2. 今後開催されるコーデックス各部会で検討される議題について
 - ・ 第30回魚類・水産製品部会
 - ・ 第3回抗菌剤耐性に関する特別部会
 - ・ 第15回生鮮果実・野菜部会
 - ・ 第31回栄養・特殊用途食品部会
 - ・ 第41回食品衛生部会

コーデックス連絡協議会 委員名簿

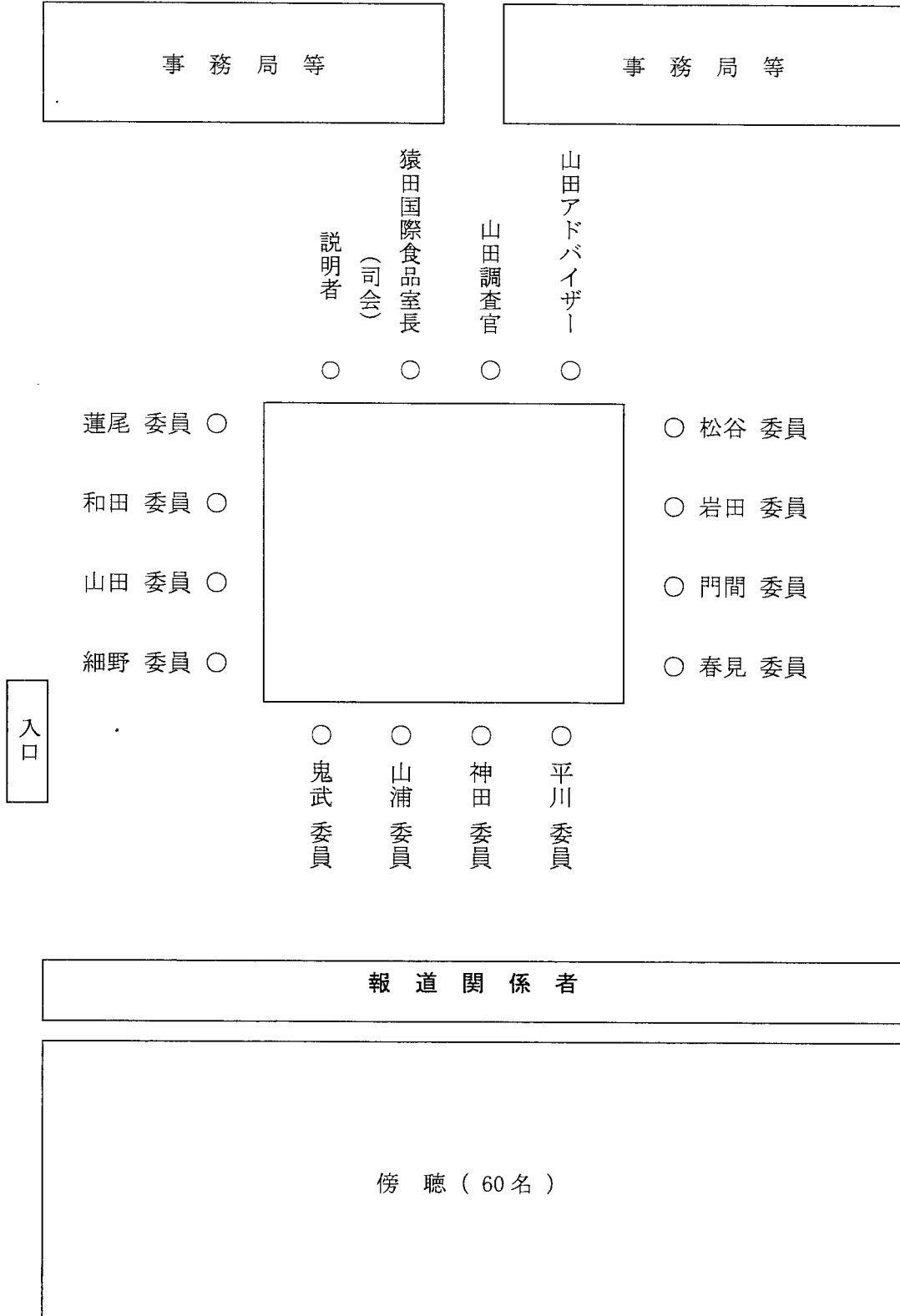
(敬称略 50 音順)

| | | |
|------------|------------|-------------------------------------|
| いわた 岩田 | しゅうじ 修二 | 前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー |
| おにたけ 鬼武 | かずお 一夫 | 日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長 |
| かすみ 春見 | たかふみ 隆文 | 日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授 |
| かどま 門間 | ひろし 裕 | (財) 食品産業センター 参与 |
| かんだ 神田 | としこ 敏子 | 前 全国消費者団体連絡会 事務局長 |
| たかや 高谷 | さとし 幸 | (社) 日本食品衛生協会 常務理事 |
| はすお 蓮尾 | たかこ 隆子 | 家庭栄養研究会 副会長 |
| ひらかわ 平川 | ただし 忠 | 日本食品添加物協会 常務理事 |
| ほその 細野 | あきよし 明義 | (財) 日本乳業技術協会 常務理事 |
| まつたに 松谷 | みつこ 満子 | (財) 日本食生活協会 会長 |
| やまうら 山浦 | やすあき 康明 | 日本消費者連盟 事務局長 |
| やまだ 山田 | まさのぶ 雅宣 | 全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループリーダー |
| よしいけ 吉池 | のぶお 信男 | 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授 |
| わだ 和田 | まさえ 正江 | 主婦連合会 副会長 |

第 41 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 21 年 9 月 8 日 (火) 14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 3F 大会議室



FAO/WHO 合同食品規格計画

第32回 コーデックス総会

日時 : 2009年6月29日(月)～7月4日(金)

場所 : ローマ(イタリア)

議 題

| | |
|-------------------|---|
| 第1章 はじめに | |
| 1. | 議題の採択、議事運営 |
| 2. | 第62回執行委員会の報告 |
| 3. | 地域調整部会の報告 |
| 第2章 手続き等に関する案件 | |
| 4. | 手続きマニュアルの修正 |
| 第3章 コーデックス規格と関連文書 | |
| 5. | ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む) |
| 6. | ステップ5の規格原案と関連文書 |
| 7. | 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止 |
| 8. | コーデックス規格と関連文書の修正 |
| 9. | 新規作業及び作業中止の提案 |
| 第4章 計画及び予算に関する事項 | |
| 10. | 財政及び予算に関する事項－2010/2011 予算案 |
| 11. | コーデックス委員会の戦略計画 |
| a) | 全般的な実施状況 |
| b) | コーデックス事務局の評価 |
| c) | 途上国で開催されたコーデックス会議の評価 |
| 第5章 方針及び一般問題 | |
| 12. | 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項 |
| a) | 一般的事項 |
| b) | コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証 |
| 13. | コーデックス委員会と他の国際組織との関係 |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| a) | コーデックス委員会と他の国際政府間機関との関係 |
| b) | コーデックス委員会と国際非政府間機関との関係 |
| c) | プライベートスタンダードの役割 |
| 14. | コーデックス委員会への途上国の参加 |
| a) | コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金 |
| b) | その他の事項 |
| 15. | FAO 及び WHO から提起されたその他の事項 |
| 第 6 章 選出と指名 | |
| 16. | 地域調整国の指名 |
| 17. | コーデックス委員会議長・副議長の選出及びその他の執行委員会メンバーの選挙 |
| 18. | コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定 |
| 第 7 章 その他の事項 | |
| 19. | その他の作業 |
| 20. | 報告書の採択 |

第 32 回コーデックス総会概要

1 開催日及び開催場所

日 時：平成 20 年 6 月 29 日（月）～7 月 4 日（土）

場 所：ローマ（イタリア）

2 参加国及び国際機関

125 加盟国、1 加盟機関（EC）、2 オブザーバー国、33 国際政府・非政府機関
（参加者総数 463 名）

3 我が国からの出席者

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長 | 池田 千絵子 |
| 農林水産省消費・安全局国際基準課 調査官 | 山田 英也 |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部参与 | 吉倉 廣 |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 | 光岡 俊成 |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官 | 井関 法子 |
| 農林水産省消費・安全局国際基準課 調査分析係長 | 吉尾 綾子 |
| 農林水産省消費・安全局国際基準課 食品規格係長 | 黒川 耕大 |

主要議題は以下のとおり。

第 32 回コーデックス総会概要

議題 5. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

〈アジア地域調整部会（CCASIA）〉

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-----------------|---|--|
| コチュジャンの地域規格案 | コチュジャンの規格案（ステップ 8）。 | 加熱以外の方法によって作られるコチュジャンもこの規格案の対象に含めるため、定義の項を修正した上で採択された。 |
| 朝鮮人参の地域規格案 | 食品又は添加物として使用する朝鮮人参の規格案。特に子供や老人の健康の保護のために必要な配慮をするため、定義に健康強調表示のガイドラインに従った表示を行うべきとの注釈が付いている（ステップ 8）。 | 誤植等を修正して、採択された。 |
| 発酵大豆ペーストの地域規格原案 | 発酵大豆ペーストの規格案（ステップ 5/8）。 | 加熱以外の方法によって作られる発酵大豆ペーストもこの規格案の対象に含めるため、定義の項を修正した上で採択された。 なお、食品添加物のうち、酒石酸カリウムについては、CCFA から CCASIA に対し具体的な基準値を示すように求められていることから、採択された規格からは除外されている。 |

<汚染物質部会 (CCCF) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|---|---|
| GSCTF 前文の改訂原案 | 汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)からコーデックス内の手続きに関する記述を削除するとともに、飼料を対象範囲に加え、さらに必要な加筆をしてドキュメント名を改称したもの(ステップ5/8)。 | ステップ5で採択して、再度、各国の意見を求めるべきとの意見も出されたが、原案どおり採択された。 |
| 食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範案 | 食品の製造過程で生成するアクリルアミドは神経毒性及び発がん性が懸念されている。アクリルアミド摂取への寄与が大きい馬鈴薯加工品と穀類加工品を対象に、商業的に適用されているアクリルアミド低減のための技術対策の情報をもとにまとめられた規範案(ステップ8)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| くん製及び直接乾燥工程における食品中の多環芳香族炭化水素(PAH)汚染の低減に関する実施規範案 | くん製及び直接乾燥工程で食品を汚染するPAHは発がん性が懸念されている。くん製食品及び直接乾燥食品を対象に、食品事業者がPAHによる汚染を防止、低減するため製造工程上の重要な管理点を見出し、改善措置を講じることを基本とし、関連する助言をまとめた規範案(ステップ8)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| コーヒーにおけるオクラトキシンA汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 | 腎毒性、肝毒性のあるカビ毒であるオクラトキシンAのコーヒーへの汚染防止及び低減を目的に、コーヒーの栽培、乾燥調製、貯蔵、輸送工程における要件を定めた規範原案(ステップ5/8)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------------------|---|---|
| 食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案 | 食品添加物に関する条項案及び原案 (ステップ 8, 5/8)。 | 着色料エリスロシンを除くすべての添加物に関する条項案及び原案が採択された。エリスロシンについては CCFA に差し戻し、JECFA が新たなデータをもとに行う曝露評価の結果を踏まえて検討するよう求めた。 |
| 食品添加物国際番号システム (INS) の修正原案 | FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号 (INS) を割り当てるもの (ステップ 5/8)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| 食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案 | 20 の添加物 (新規および改訂規格) と 105 の香料 (新規規格) の同一性及び純度に関する規格原案 (ステップ 5/8)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<食品衛生部会 (CCFH) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|---|--|
| 調理済み食品中のリステリアモノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案 | 調理済み食品のリステリアモノサイトゲネスのレベルを定めるもの。リステリア増殖が起きる食品、増殖が起きない食品について、それぞれ不検出/25g、100cfu/g の基準を設定。基準を満たさない場合には、当該商品を回収し原因究明をすることとされている (ステップ 5/8)。 | リステリアが増殖しない食品のうち、凍結食品とその他の食品を区別するための微修正と、テキストを読みやすくするため、脚注の微修正を行った上で採択された。 |
| 幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準 (乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範) | 幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳の微生物規準。FUF と <i>E. sakazakii</i> 感染との疫学的なエビデンスが十分でないため、今回は最終製品への | 微修正を加えた上で原案どおり採択された。 |

| | | |
|--------|---|--|
| の付属文書) | <p><i>E. sakazakii</i> の微生物基準は設定せず、サルモネラの微生物基準のみが設定された。FUF の摂取により、乳児が <i>E. sakazakii</i> に感染している科学的なエビデンスがある場合には、国の規制当局が <i>E. sakazakii</i> の微生物基準の導入等、対策強化ができることとされている。製造工程の指標菌の基準が設定され、対象年齢に応じた正しいミルクの選択及び <i>E. sakazakii</i> 感染リスクを下げる適切な取扱いを行うことの重要性について明記されている（ステップ 5/8）。</p> | |
|--------|---|--|

< 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS） >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|--|-------------|
| 証明書の一般様式の原案 （公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドラインの付属文書） （CAC/GL38-2001） | 「公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン（CAC/GL38-2001）」の Annex として、食品を輸出する際に添付される公的証明書の一般様式を示したもの（ステップ 5/8）。 | 原案どおり採択された。 |

< 食品表示部会（CCFL） >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|---|---------------------|
| 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案：付属書 2（ロテノンの使用） | 付属書 2 に規定されている使用許可資材のうち、魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材）について、使用に際しては水系に入らないよう限定することの注釈を追加するもの（ステップ 5A）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<油脂部会 (CCFO) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------|----------------------------------|---|
| 名前の付いた植物油規格の修正案：米ぬか油 | 名前の付いた植物油規格に、米ぬか油を追加するもの（ステップ8）。 | 原案どおり採択された。 なお、「その他のデスメチルステロール」についての規定は削除すべきとの指摘がなされたことについて、将来新しいデータが出てきた場合には CCFO で再検討することとされた。 |

<一般原則部会 (CCGP) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------|---|--|
| 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案 | 様々なCodex規格が作成される前、及びWTO協定発効前の内容である現行規範のうち、倫理に関する原則のみに着目した改訂原案に、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が部会において加えられたもの（ステップ5/8）。 | 原案は最終採択ではなくステップ5で採択され、各国から意見を求めたのち、第26回CCGP（2010年3月予定）で議論することとされた。 なお、CCGPにおいては、同じ議論を繰り返すのを避け、特定の懸念事項に対する具体的な提案に限って議論を進め、第33回総会（2010年6月予定）での最終採択をめざすことが必要であるとされた。 |

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-----------------------------------|--|---|
| 分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 | 輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すガイドライン案（ステップ8）。 | 原案は最終採択された。なお、“Analyzing Reserve Samples”に関する規定が、輸入国に有利な内容になっているとの懸念については、ガ |

| | | |
|-----------------|--|---|
| | | イドラインを実施した結果得られる経験を踏まえて将来部会で議論することができることとされた。 アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、メキシコ、タイは、留保した。 |
| 分析用語に関するガイドライン案 | コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン案（ステップ8）。 なお、本案が採択された場合には、手続きマニュアルから分析用語の定義は削除される。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|---|---------------------|
| 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案（Part B：食物繊維含有量について） | 栄養強調表示に係る食物繊維含有量についてのガイドライン案。非植物由来の食物繊維について、個別の科学的根拠が必要であること、重合度が3～9を食物繊維に含めるかどうかは各国政府に任せること、食物繊維が含まれている旨を強調表示する際の基準について、固形物においては、100g中3g又は100kcal中1.5g又は一人前（serving）中に含まれる量が摂取目安量（daily reference value）の10%とすること、一人前の量、摂取目安量、液体の基準については、各国政府に任されることとされたもの（ステップ8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| 乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案：Part D | 特別栄養構造のための食品添加物推奨リストのうちのアラビアガムの規定。技術的な正当性があることから、アラビアガムの使用量は10mg/kg以上であるこ | 原案どおり採択された。 |

| | | |
|---|---|---------------------|
| 特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト：アラビアガム規定 | とを報告書に明記する条件で、最終物の含有量を10mg/kg以下とすることに合意し、総会に送付された（ステップ8）。 | |
| 栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析原則及びガイドライン案 | 栄養素の過剰摂取または欠乏による人の健康へのリスク分析する際の原則及びガイドライン案。「栄養関連物質」の用語、リスク管理にあたって考慮すべき事項などを記述したもの（ステップ8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 | 健康強調表示についての科学的評価に関する勧告原案。再評価の実施のタイミングは各国の判断にまかされること等の変更を加え、今次総会に諮られた（ステップ5/8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------------|---|--|
| ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案 | ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案（ステップ8）。 | 原案の対象範囲及び汚染物質のセクションを修正した上で採択された。 なお、ECは、酸味料、着色料、保存料及び増粘剤の規定について留保を表明し、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、クロアチア、ノルウェー、スイスも留保した。 |
| 野菜缶詰の規格案（共通） | 野菜缶詰（乳酸発酵品、塩漬け、酢漬けは除く）の規格案。野菜缶詰の個別の規格の簡素化及び作業の効率化を図るため、添加物、食品衛生など野菜の種類に関わらず共通化できるものを一般事項としてまとめたもの（ステップ8）。 | 原案どおり採択された。 ECは、着色料について留保を表明し、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、クロアチア、ノルウェー、スイスも留保した。 |

| | | |
|---------------------|--|---------------------|
| 野菜缶詰の規格のうち個別野菜特有の項目 | 8種類の個別品目について、規格の Annex として整理したもの。野菜のサイズは、販売が行われる国の制度に従うこととされている（ステップ 5/8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| 野菜缶詰の充填材（パッキングメディア） | 充填材（パッキングメディア）について、上記野菜缶詰規格の一般事項の中に組み込むこととされたもの（ステップ 5/8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

< 残留農薬部会（CCPR） >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-----------------------------------|--|---|
| 農薬最大残留基準値（MRL）案及び農薬最大残留基準値（MRL）原案 | 第 41 回 CCPR で審議された 4 農薬の MRL 案（ステップ 8）、及び 18 農薬の MRL 原案（ステップ 5/8）。 | <p>不手際で CCPR の報告書から抜け落ちていた“spirotetramat”の MRL を加えて原案どおり採択された。</p> <p>なお、EC 及びノルウェーは“carbaryl”“fusilazole”“dimethoate”“malathion”“methomyl”“cypermethrins”“cyhalothrin”の MRL について留保を表明した。</p> |

< 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF） >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------|---|---|
| 動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）案 | 前回 CCRVDF で EC から懸念が示された酢酸メレンゲステロール（MGA）について第 18 回 CCRVDF で審議された MRL 案（ステップ 8）。 | <p>最終採択された。なお、MGA の人への健康影響の懸念について、将来新たなデータがでてきた場合には、部会及び JECFA が MGA の MRL の見直しの必要性について検討することとされた。</p> <p>EC、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、クロ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------------|
| | | アチア、ノルウェー、スイスは留保を示した。 |
| 動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）原案 | アビラマイシン、デキサメサゾン、モネンシン、ナラシン（鶏）、トリクラベンダゾール、タイロシンのMRL案（ステップ5/8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |
| 食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案 | 生産段階における動物用医薬品に関する規制及びサンプリング、分析法に関するガイドライン案（ステップ8）。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

Part2. 採択に掛けられるその他の規格及び関連文書

＜汚染物質部会（CCCCF）＞

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|--|---------------------|
| 加工用及び直接消費用のツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）におけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン（「サンプル調整」の修正） | 前回総会で採択されたサンプリングプランについて、サンプル調製に用いる“vertical cutter type mill”については例として言及するが、粉砕器のタイプはこれに限定せず同等の性能を持つものも使用可能との修正をしたもの。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

＜食品添加物部会（CCFA）＞

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|------------------------------|---|---------------------|
| 食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の付属 | 発酵乳の個別食品規格（CODEX STAN 243-2003）にある添加物条項とGSFAの付属文書の表3との不整合 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

| | | |
|-------------------|--|---------------------|
| 文書表3の修正 | を修正するもの。部会において、GSFAの食品分類「発酵乳（プレーン）、発酵後加熱処理済み」で使用できる添加物の機能分類と個別食品規格との整合を図るために、GSFA表3の付表の脚注が修正されたもの。 | |
| GSFAの食品分類名及び記述の改訂 | GSFAの食品分類01.0（食品分類02.0の製品を除く、乳製品および類似製品）、15.1（ジャガイモ、穀類、小麦粉、（根、塊茎、豆類、豆果に由来する）デンプンを基にしたースナック類）及び15.2（被覆ナッツ類およびナッツミックス（例えば、乾燥果実）など加工ナッツ類）の名称および説明の改訂。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<油脂部会（CCFO）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--|--|---------------------|
| 名前の付いた植物油規格の修正：汚染物質のセクションの個別食品規格フォーマットへの置き換え | 名前の付いた植物油規格の汚染物質のセクションを、個別食品規格のフォーマットに規定されている文章と一致させるもの。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-------------------------|--|---------------------|
| 異なるステップのコーデックス規格における分析法 | 各規格の分析法に関して、更新を含め50以上の分析法が部会で承認され、今次総会に諮られる。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------|--|-----------------|
| ビターキャッサバの規格案 | ビターキャッサバ（加工用を除く）の規格案。第31回総会で表示のセクション（特に調理に関する指示の部分）について、第15回CCFFVで検討し、第38回CCFLの承認を経た上で、2010年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ8に留め置くこととされている。 | 今次総会では議論されなかった。 |

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------------------|--|---|
| 牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL) 案 | 乳分泌促進効果のあるBSTのMRL案。第31回総会でも特段議論はなく、引き続きステップ8に留め置かれることとなった。総会は、第62回CCEXECが、長年STEP8にとどまったままになっているBSTの扱いを含め期限内に採択されていない規格案をモニタリングし、結果が今次総会に報告される。 | 加盟国から具体的な要請がなされていないことから、議論せず、引き続きステップ8のまま留め置くこととされた。 |
| ラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案 | 成長促進作用のあるラクトパミンのMRL案。第31回総会においてステップ8で保留され、第18回CCRVDFでJECFAの再評価が必要かどうか議論することとされていたもの。 第18回CCRVDFの議論の結果、JECFAが再評価を行うことができるような新しいデータがないことか | ステップ8に留め、中国のデータがMRL案に与える影響を含め科学的な評価をJECFAが最優先で行うよう要請することとされた。また、CCRVDFの会合が2010年総会前には開かれなことを考慮し、JECFAが評価した結果はCCRVDFではなく直接第33回総会で検討する |

| | | |
|--|--|-----------|
| | ら、ラクトパミンを優先リストに載せないことに合意した。この結果をもとに、CACがラクトパミンのMRL案を採択するかどうか議論される。 | ことが確認された。 |
|--|--|-----------|

議題6. ステップ5の規格原案と関連文書

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------|-------------------------|---------------------|
| さご椰子粉の地域規格原案 | 食用さご椰子粉の地域規格原案 (ステップ5)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<油脂部会 (CCFO) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--|---|---------------------|
| バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範修正原案：許容される前荷に関する規準 | 食用油脂をバルクで保管、輸送する際の実施規範に、許容される前荷に関する規準を追加するもの (ステップ5)。 | 原案どおりステップ5で採択された |
| 名前の付いた植物油規格：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン | 名前の付いた植物油規格に、パーム核ステアリン、パーム核オレインを追加するもの (ステップ5)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<残留農薬部会 (CCPR) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|------------------|----------------------------------|--|
| 最大残留基準値 (MRL) 原案 | 第41回CCPRで審議された4農薬のMRL原案 (ステップ5)。 | 原案どおり採択された。 EC及びノルウェーは methomyl(094)-(apples)、 tabuconazole(189)-(brassica, pomefruits and lettuce head)、 boscalid(221)-(banana and kiwi)のMRL |

| | | |
|----------------------|---|---------------------|
| | | について留保を表明した。 |
| 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 | 「鱗茎野菜」、「うり科野菜を除く果菜類」、「ベリー類及び小果実類」、「食用きのこ類」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」及び「油糧種子」に関するコーデックス分類、新しいサブグループを設定するもの(ステップ5)。 | 特段の議論なく、原案どおり採択された。 |

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------------|------------------------------------|--|
| 動物用医薬品の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 | ナラシン (牛、豚) とチルミコシンの MRL 案 (ステップ5)。 | 原案どおり採択された。なお、EC 及びノルウェーは、チルミコシンの MRL について留保を表明した。 |

議題7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項 | 第41回 CCFA で合意された食品添加物条項の廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |

<残留農薬部会 (CCPR) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----|----|------|
|----|----|------|

| | | |
|-----------------|--|-------------------|
| 農薬最大残留基準値 (MRL) | 第 41 回 CCPR で審議された、25 農薬の MRL についての廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |
|-----------------|--|-------------------|

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--|------------------------------|-------------------|
| ジャム・ゼリーの規格及び柑橘マーマレードの規格 | ジャム、ゼリー、マーマレードの規格案の採択に併せて廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |
| インゲンマメ、スイートコーン、アスパラガス、グリーンピース、ニンジン、パーム、加工された豆の規格 | 野菜缶詰の規格案の採択に併せて廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--|---|---------------------|
| 羊の乳中のチルミコシンの一時的な MRL | チルミコシン (抗生物質) の羊乳の暫定 MRL の取り下げ。 | 特段の議論なく、取り下げが承認された。 |
| 残留動物用医薬品のコントロールの規定プログラムの確立のためのガイドライン (CAC/GL16-1993) | 食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |
| 動物用医薬品の使用コントロールの実施規範 (CAC/RCP38-1993) | 食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案の採択に併せて廃止。 | 特段の議論なく、廃止が承認された。 |

議題9. 新規作業及び作業中止の提案

－新規作業－

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------|--|-----------------------|
| たけのこ、マッシュルームの規格改訂原案 | たけのことマッシュルーム缶詰の既存規格を「野菜缶詰の規格」の Annex とするための新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| テーブルオリーブの規格改訂原案 | テーブルオリーブの規格改訂原案についての新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| 乾燥ココナッツの規格原案 | 乾燥ココナッツの規格原案についての新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<中南米・カリブ海地域調整部会（CCLAC）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| Cilantro coyoteの地域規格 | Cilantro coyote（中米に自生するハーブ）の新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| Lucumaの地域規格 | Lucuma（南米北部に自生する植物の果実）の新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------------|--|-----------------------|
| 国内の食品管理システムのための原則及びガイドライン | 消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保のための国内の食品管理システムの構築・運営を目的とした原則及びガイドラインの新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<食品衛生部会 (CCFH) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------------|---|-----------------------|
| 食品のウイルス制御に関する衛生実施規範 | 食品のウイルス制御に関する実施規範の新規作業提案（鳥インフルエンザウイルスは時期尚早であり含まないとされた）。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<近東地域調整部会 (CCNEA) >

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|------------------------------------|--|--|
| ザクロの地域規格 | ザクロの規格についての新規作業提案。 | ザクロについては国際規格の策定を求める国が多いことから、CCFFV で国際規格を策定するかどうか議論されたが、作業が多いことから、まず地域規格を策定するという結論になったことに鑑み、 <ul style="list-style-type: none"> ・CCFFV で優先作業として位置づけることができるかどうか再度議論する。 ・CCFFV で優先作業として位置づけることができず、新規作業とならなかった場合には、第33回総会で近東地域調整部会の新規作業とする ことで合意された。 |
| Harissa (唐辛子ペースト) の地域規格 | Harissa (唐辛子ペースト) の規格についての新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| Halwa Tehenia (halwa shamia) の地域規格 | Halwa Tehenia (halwa shamia) の規格についての新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<汚染物質部会（CCCF）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--|--|-----------------------|
| とうもろこし及びとうもろこし製品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン | フモニシン（カビ毒）の最大基準値の策定とサンプリングプラン確立のための新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| 核果蒸留酒中のエチルカーバメイト低減のための実施規範 | 核果（モモ・ウメなど）蒸留酒のエチルカーバメイト低減のための実施規範作成のための新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| 堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の改訂（ブラジルナッツについて） | ブラジルナッツのアフラトキシンの低減に関する基準を、既存の実施規範に追加するための新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |
| 食品及び飼料中のメラミンの最大基準値 | 非意図的かつ不可避な混入するメラミンの基準値を策定するための新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---|-----------------|-----------------------|
| 農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的に再評価される農薬） | 優先リスト作成の新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-----------------|-----------------|-----------------------|
| JECFAによる評価又は再評価 | 優先リスト作成の新規作業提案。 | 特段の議論なく、新規作業として承認された。 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| を必要とする動物用医薬品の優先リスト | | |
|--------------------|--|--|

－作業の中止－

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 野菜缶詰のための充填剤に関するガイドライン | 充填剤に関するガイドライン作成作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

<油脂部会（CCFO）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------------------------|---|---------------------|
| 名前の付いた植物油規格：無漂白パーム油の総カロチノイドの修正 | 名前の付いた植物油規格に含まれる、無漂白パーム油の総カロチノイドの修正作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

<食品添加物部会（CCFA）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|
| GSEFA の食品添加物条項の案及び原案 | 食品添加物条項の案及び原案作成作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------------|--|---------------------|
| 承認できる分析法の評価ガイドライン案 | 適切な分析法や分析法の選択とその選択の妥当性の評価方法を示すガイドライン案の作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|---------------|-----------------------------------|---------------------|
| 最大残留基準値（MRL）案 | 第41回CCPRで審議された、8農薬のMRLについての作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

| 事項 | 概要 | 審議結果 |
|--------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 山羊の組織中におけるトリクラベンダゾールMRL案 | トリクラベンダゾール（駆虫剤）のMRL案の作業の中止。 | 特段の議論なく、作業中止が承認された。 |

第 32 回総会 (CAC) で議論されたその他の事項

議題11 コーデックス委員会の戦略計画

(b) コーデックス事務局の評価

総会において、コンサルタントが報告書で提案した11の勧告について議論がなされたが、結論がでず、第63回執行委員会及び第33回総会において引き続き議論することとした。

議論は主に勧告 5 (コーデックス事務局の管理及び自治性) 及び勧告 11 (総会の隔年開催の検討) についてなされた。勧告 5 については、コーデックス運営にかかる予算の確保及び執行に関し、より効果的なコーデックス運営に資するためコーデックス余剰予算の次期持ち越しの可能性について質問が出たが、FAO 代表は、FAO の余剰予算は加盟国に返却するのが前提であり持ち越しは不可能であると説明した。WHO 代表は、FAO、WHO 及びコーデックス事務局がコーデックスに関する戦略的事項や予算等について協議することで、コーデックス事務局運営及びコーデックスに関連する FAO、WHO の活動の発展に努力する旨を述べた。また、勧告 11 の隔年開催に対しては各国の支持がほとんど得られなかった。

このほか、勧告 7 にある「コーデックス規格と戦略方針策定における事務局のより積極的な役割」、「国際的な協議の新たな手段」について、その意味を明確にする必要がある等の指摘がなされた。

議題12 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

-うち、第 25 回一般原則部会から提起された事項 (コンセンサス)

第25回一般原則部会から報告されたコンセンサス形成促進のための取組み¹について検討がなされるとともに、「各部会の議長向けガイドライン」に新たな記述²を追記すべきとするマレーシアの提案、特定多数決の導入の可能性に関する調査の実施について議論され、一般原則部会の提案は概ね承認された。提案

¹ ①コンセンサス形成に関する議長用及び代表団用のパンフレットを作成すること、②議長同士の非公式会合や執行委員会を活用すること、③少なくとも年に1回議長会議を開催すること、④手続きマニュアルの「各部会の議長向けガイドライン」中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること、⑤コンセンサスの定義の作成の必要性について意見が分かれること、⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること、⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意すること。

² 「内容について正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」

のうちファシリテーターの任命については、議題4「手続きマニュアルの修正」において議論され、任命する際の条件（①ファシリテーターのTORを明確にすること、②コーデックスでの経験があり中立性があること、③関係者全てがファシリテーターの選定に合意すること）を付した上で、「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」に明記することとされた。

マレーシア提案については第26回一般原則部会において検討すること、特定多数決の導入の可能性に関する調査については、現時点では実施しないことで合意された。

議題13 コーデックス委員会と他の国際組織との関係

(c) プライベートスタンダードの役割

提出されたプライベートスタンダードに関する報告書について

- ・ 各国地域で実際に起きている問題、その問題の解析に基づく具体的な提案及び途上国への影響等の重要な点が含まれておらず、報告書として不完全であるため、そこに示されている勧告を受け入れるのは不適當である、
- ・ 報告書は安全に関してのみ言及している（実際には TBT 分野において問題が存在しており、これについて無視できない）、

といった指摘がなされたほか、プライベートスタンダードとコーデックスの関係については以下のような提案がなされた。

- ・ コーデックス基準は科学的根拠に基づき策定されており、プライベートスタンダード策定機関がコーデックス基準を参考にすることはあってもその逆はあるべきでない、
- ・ コーデックスは、その作業をスピードアップし、プライベートスタンダードが台頭する余地をできるだけ少なくすることが必要である、
- ・ コーデックスが OIE や IPPC と共同で、この問題に対する立場を明確に示すことが必要である。

なお、WTO からは、2005 年から SPS 委員会で継続している本件の議論の経過と最新の状況を報告し、特に、2009 年 10 月に開催予定の SPS 委員会に提出される報告書案には、プライベートスタンダードに対する具体的な行動に対する提言などが盛り込まれる予定であると述べた。また、その際、コーデックスや OIE での本件に関する議論の結果もその報告書完成の際に考慮されるとの説明があった。

議論の結果、

- ① プライベートスタンダードの法的な影響について検討するのに適切な場所は、全ての関係者が出席する WTO の SPS 委員会であるとの認識、
- ② コーデックスは WTO におけるプライベートスタンダードの議論をモニタリ

ングし、OIE や IPPC と協力して、この問題に対する共通の戦略的立場を協議する必要があること

- ③ 執行委員会及び総会での検討に資するため、特に途上国への影響という観点からプライベートスタンダードの役割、コスト及び利益の分析が行われるべきであること
- ④ 執行委員会での検討に資するため、事務局に対しコーデックスの規格策定の速さについて、分析の準備をするよう要求することが合意された。

議題 14 コーデックス委員会への途上国の参加

途上国の参加促進のための信託基金については、南米諸国から、運用の際に適用しているクライテリアは、各国の実際のニーズを反映しておらず、別のクライテリアが必要であると指摘があった。

また、途上国のコーデックスへの参加は、単に数の増加ではなく、どう積極的にかかわっていくかが重要であり、FAO 及び WHO は、コーデックスに十分対応するための国内のキャパシティ不足などに対処すべきであることも指摘された。

こうした意見に対して、WHO 代表は、①クライテリアは信託基金のドナー国が同意したものであり、適切に運用していること、②信託基金のこれまでの運用の成果と、今後の方向性を探るため中間評価を行う予定であると述べた。また現在適用しているクライテリアの見直しや、信託基金の活用範囲（コーデックスに関係するキャパシティ・ビルディングの活動への利用）の検討の可能性もこの中間評価に含まれると示唆した。

この説明に対し、ドナー国側からは、信託基金の規模が限られていることから、中間評価は必要最低限の規模で行うことが適当であること、キャパシティ・ビルディングには信託基金ではなく別のリソースを使うことが適当であるとの意見が出された。

中間評価の実施方法の案は、正式に各国に回付されてコメントを求めることとなった。

F A O/WHO 合同食品規格計画

第 30 回魚類・水産製品部会

日時 : 2009 年 9 月 28 日 (月) ~ 10 月 2 日 (金)

場所 : アガディール (モロッコ)

仮議題

| | |
|-------|---|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3. a) | 魚類及び水産製品に関する実施規範案 (ロブスター及び関連定義) (ステップ 6) |
| b) | 魚類及び水産製品に関する実施規範案 (カニ及び関連定義) (ステップ 6) |
| 4. | チョウザメキャビアの規格案 (ステップ 6) |
| 5. | バイオトキシン同定法リスト案 (活及び生鮮二枚貝規格) (ステップ 6) |
| 6. | 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (くん製魚を含むその他のセクション) (ステップ 3) |
| 7. | くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案 (ステップ 3) |
| 8. | ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 3) |
| 9. | 急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案 (ステップ 3) |
| 10. | 魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案 (ステップ 3) |
| 11. | 生鮮/活及び冷凍あわび (<i>Haliotis</i> 属) の規格原案 (ステップ 4) |
| 12. | フィッシュソース規格原案 (ステップ 4) |
| 13. | 急速冷凍フィッシュスティック規格の修正原案 (窒素係数) (ステップ 3) |
| 14. | 魚類及び水産製品に関する規格の食品添加物条項 |

| | |
|-----|---------------|
| 15. | その他の事項及び今後の作業 |
| 16. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 17. | 報告書の採択 |

第 30 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) の主な検討議題

日時 : 2009 年 9 月 28 日 (月) ~10 月 2 日 (金)

場所 : アガディール (モロッコ)

主要議題の検討内容

議題 3 a). 魚類及び水産製品に関する実施規範案 (ロブスター及び関連用語の定義)

当該規範案は前回会合において合意され、第 31 回総会に諮られたが、セクション 13.1.2 衛生管理プログラム (Hygiene Control Programme) の規定について合意に至らなかったことから、部会に差し戻しになったもの。

この衛生管理プログラムの規定にある、「使用水に塩素処理をする場合、飲料水で認められるレベルを超えないこと」とする現在のテキスト支持する立場で対応したい。また、潜在的なハザードの項で *Listeria monocytogenes* をコントロールするために食塩濃度を 10%以上としているが、JEMRA の「調理済み食品中のリステリアに関するリスク評価」のレポートに示されているように、塩分濃度を 13~16%に引き上げるのが適当との立場で対応したい。

議題 3 b). 魚類及び水産製品に関する実施規範案 (カニ及び関連用語の定義) (ステップ 6)

当該規範案は、前回会合において時間の制約上議論ができなかったセクションがあったため、ステップ 6 に差し戻し各国のコメントが求められているもの。

前回会合では潜在的なハザードとして、カニに蓄積するトキシンによる食中毒が重要な事項であり、麻痺性貝毒 (PSP : Paralytic Shellfish Poison) と記憶喪失性貝毒 (ASP : Amnesic Shellfish Poison) が追加されているが、ノルウェーでヨーロッパイチョウガニ中の下痢性貝毒 (DSP : Diarrhetic Shellfish Poisoning) による食中毒事例があったことから、我が国は、これらに DSP を追加するよう書面でコメントをすでに提出したところである。

さらに horseshoe crabs (*Carcinoscorpius rotundicauda*)、xanthid crabs (*Zosimus aeneus*)、shore crabs (*Hemigrapsus sanguineus*) 及び Taiwanese crabs (*Lophozozymus pictor*) の内臓にテトロドトキシンが、また xanthid crabs (*Zosimus aeneus*) の内臓にパリトキシンが存在した中毒事例が報告されていることから、これらバイオトキシンについても、潜在的なハザードとして追加するよう提案するなど適切に対応したい。

議題4. チョウザメキャビアの規格案（ステップ6）

前回会合にて、食品添加物の項において、JECFA で評価済みの保存料の使用は認めるべきとの意見があったが、明確な添加物の名称およびその最大許容量について、提案がなかったため、今次会合で検討されることとなっている。また、汚染物質の項（第5章）以降は前回会合で修正した原案が回付され、コメントが求められている。

キャビアの国内での生産及び輸出は少量であるが、規格案がそれに大きな影響を与えることのないよう適切に対応したい。また、保存料として安息香酸塩類の使用が提案された場合は、JECFA で既に評価済みであることから、その使用を認める立場で対応したい。

議題6. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案（くん製魚を含むその他のセクション）（ステップ3）

前回会合で、くん製魚類の定義及び加工に関するセクションが議論されておらず、今次会合直前にオランダを座長とする物理的作業部会を開催して議論することとなっている。

定義及び加工のセクションは基本的に議題7の規格原案のそれと一致させるのが適当であり、EC が提案しているカテゴリーを3つ（くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚）に区別し、「くん製及び直火乾燥工程から生じる多環芳香族炭化水素（PAH）による食品汚染の低減に関する実施規範」を参照する規定を挿入すべきとの立場で対応したい。

議題7. くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案（ステップ3）

本作業は、1996年に新規作業として承認されていたが、そのくん製品を対象とするかについて意見が分かれたままになっていたもの。前回会合において、第2章（製品の記述）に”Smoking by regenerated smoke”という工程が加わり、その中で液くん製品も対象として加えることで合意された。今次会合では、前回会合で時間の制約上議論の出来なかった第4、5、7、8及び9章について主に議論される。

特に第5章（衛生及び取り扱い）のセクションで、多環芳香族炭化水素類（PAH）の最大基準値が提案されているが、最大基準案にかえて、本年7月の総会において採択された「くん製及び直火乾燥工程から生じる多環芳香族炭化水素（PAH）による食品汚染の低減に関する実施規範」を参照する規定を規格原案に挿入すべきとの立場で対応したい。

議題 8. ホタテ貝の加工に関する実施規範原案（ステップ 3）

議題 9. 急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案（ステップ 3）

実施規範原案は、前回会合で、対象範囲を規格原案と一致させることで合意が得られたが、テキスト自体の議論は行えず、カナダを座長とする電子作業部会で検討することとされたもの。他方、規格原案については、前回会合で、規格の対象範囲、水分含量に関する記述、食品添加物ポリリン酸塩の使用について合意が得られ、時間の制限で議論できなかったいくつかのセクションについて、カナダを座長とする電子作業部会で検討することとされたものである。

本規範原案及び規格原案に対しては、以下のとおり対応することとしたい。

1) 対象範囲に roe-on scallops を含めるかについて

規範原案及び規格原案の対象範囲に、roe-on scallops（卵巣が付いた状態のホタテ貝柱）を含めるか否かについて、卵巣が含まれた場合には卵巣がついていない場合とは考慮すべきハザードが異なる可能性があるため、リスク管理の観点から卵巣付きホタテについて新たなテキストが必要と判断された場合には、それは別作業としてすすめるのが適当ではないかとの立場で、適切に対応したい。

2) 食品添加物（ポリリン酸塩等）の使用について

前回の会合では、ポリリン酸塩は生産国及び製品が輸出される国双方でその使用が許容されており、かつ、過剰な水の保持を防ぐ為に、GMP 等を厳格に遵守している場合に限り使用を認めるとされた。

この合意された条件を維持するとともに、食品添加物に関する一般規格（GSFA）でホタテ貝に使用が認められている添加物との整合性を図るべきとの立場で対応したい。また、個別の食品規格の添加物規定は GSFA にある規定と一致しているのが原則であるとの立場で適切に対応したい。

議題 11. 生鮮／活及び冷凍アワビ（*Haliotis* 属）の規格原案（ステップ 3）

前会合では、規格原案の対象範囲について、対象種を *Haliotis* 属に限定することとし、また凍結品（Raw Frozen）だけではなく、冷蔵品（Raw Chilled）も対象とすることとした。また、麻痺性貝毒（PSP）の基準値、その検査のためのサンプリング及び検査法として PSP の検査法が加えられている。今次会合では、南アフリカが前回会合の議論をもとに修正した規格原案について議論される。

アワビの貝毒による中毒事例の毒化のメカニズムが完全に解明されておらず、また我が国では今まで毒化事例はないが、海外の一部地域で毒化事例の報告があるため、PSP の基準値を策定することには基本的に賛成するが、モニタリングの実効性の有無について検討すべき事項が多いため、基準値の策定の議論の前

に、採捕海域におけるアワビの毒化の履歴、アワビの生態等科学的知見等を収集した上でリスクに基づく必要な基準を策定する必要があるとの立場で対応したい。

議題12. フィッシュソース規格原案（ステップ4）

前回会合において本規格原案はステップ3に留め、現案に含まれていない製法を提案したい国はタイへ情報を提供することになっていたもの。各国からの情報を踏まえて、タイが作成したテキストが議論される。

汚染物質の項（第5章）について人の健康へのリスクとなり得る量のバイオトキシンを有する魚を原料として用いない旨の記述を追加する必要があるとの立場で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2009 年 10 月 12 日 (月) ~10 月 16 日 (金)
場所 : チェジュ (韓国)

仮議題

| | |
|----|----------------------------------|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3. | FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報 |
| 4. | 食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析に関するガイドライン原案 |
| 5. | その他の事項及び今後の作業 |
| 6. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 7. | 報告書の採択 |

第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会の主な検討議題

日時 : 2009 年 10 月 12 日 (月) ~ 10 月 16 日 (金)

場所 : チェジュ (韓国)

主要議題の検討内容

議題 4 食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析に関するガイドライン原案

前回の本特別部会の検討結果を踏まえて、電子作業部会 (座長: 米国) において、「食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針」、「リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針」及び「食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針」の各案を統合して作成されたガイダンス文書案について検討される予定である。

本件については、微生物のリスク評価やリスク管理等に関するコーデックス文書、抗菌剤耐性菌に関係する FAO/WHO/OIE 専門家会合報告書、OIE の国際コード (国際規約) 等との整合性を図りつつ、消費者の健康保護に専ら焦点を置き、科学的な根拠に基づくガイドラインを作成できるよう対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 15 回生鮮果実・野菜部会

日時 : 2009年10月19日(月)~10月23日(金)

場所 : メキシコシティ(メキシコ)

仮 議 題

| | |
|-------|---|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. a) | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| b) | 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関からの付託事項 |
| c) | 国連欧州経済委員会 (UN/ECE) の生鮮果実・野菜規格 i リンゴの UN/ECE 規格 ii アボガドの UN/ECE 規格 |
| 3. | コーデックス規格案及び関連文書の検討 (ステップ 7) |
| (a) | ビターキャッサバの規格案セクション 6-マーク又は表示- |
| (b) | リンゴの規格案 |
| 4. | コーデックス規格原案の検討 (ステップ 4) |
| (a) | アボガドの規格原案 (改訂) |
| (b) | チリペッパーの規格原案 |
| (c) | ツリートマトの規格原案 |
| 5. | 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式 |
| (a) | 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案 |
| (b) | 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式で使用する用語集 |
| 6. | 生鮮果実・野菜の規格化に関する優先リストの改訂案 |
| 7. | その他の事項及び今後の作業 |
| 8. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 9. | 報告書の採択 |

第 15 回生産果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時 : 2009 年 10 月 19 日 (月) ~10 月 23 日 (金)

場所 : メキシコシティ (メキシコ)

主要議題の検討内容

議題 3b) りんごの規格案 (ステップ 7) (新規作業採択 1999 年)

本規格案については、最低限の品質要件として、固さに関する規定や、等級ごとの着色要件などについて、今次会合で規格案の最終合意を図り、作業を終了することとなっている。

現時点の案文は、2009 年 7 月に開催された物理的作業部会での議論を反映しており、固さに関し、品質が保持されていることが確実に適切な質感を有している旨の規定が挿入され、また、着色については、等級分けの基準として用いないこととされており、我が国が合意できる内容である。

我が国のりんごの輸出に支障を来さないようにとの立場から、現案文を基本的に支持する立場で対応したい。

議題 4b) チリペッパーの規格原案 (ステップ 4) (新規作業採択 2008 年)

前回会合で当該規格原案が新規作業として合意された際、アジア地域調整部会が進めるチリソースの規格案の作業との関係で、消費者の混乱を避けるため、チリソースの原料となるチリペッパーを含むかどうか双方の調整を図るべきとされていたが、今般、配布された規格原案では、加工用チリペッパーは対象外とすることが明記されており混乱が避けられた。本規格原案では、対象とするチリペッパーが *Capsicum spp.* (トウガラシ属) と広範囲に及ぶことから、形態等に基づく新たなチリペッパーの分類を設け、それぞれに大きさや重さの規定値を設けているが、市場に流通する全てのチリペッパーを網羅しているか否か不明確であり、また、分類の名称も統一されていない。

チリペッパーについては我が国からも若干の輸出があることを踏まえつつ、我が国における生産及び輸出に支障が生じないようにとの立場で対応したい。

議題 5b) 生鮮果実・野菜のコーデックス規格標準様式で使用する用語集

前回会合において、品目横断的に適用される用語のリストの作成に関連し、特に、等級 (特級、クラス I、クラス II) 分けの方法について、市場占有率に基づくべきとする意見と、製品の品質に対応すべきとの意見が対立した。

現在、回付されている作業文書は、等級は同様の商業的な品質を有する果実又

は野菜のグループとされており、製品の品質に応じたものとなっている。各コーデックス加盟国にとって有効な用語集が迅速に策定される必要があるとの立場で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2009 年 11 月 2 日 (月) ~11 月 6 日 (金)

場所 : デュッセルドルフ (ドイツ)

仮議題

| | |
|-------|--|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. i) | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| ii) | FAO 及び WHO から提起された関心事項 |
| 3. | 食物繊維の分析方法のリスト(ステップ 7) |
| 4. | 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案(ステップ 4) |
| 5. | 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9-1987)を修正するための新規作業の提案に関する討議文書 |
| 6. | 低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための提案に関する討議文書 |
| 7. | 乳児(6-12 ケ月齢)及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書(CAC/GL 8-1991) |
| 8. | 非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書 |
| 9. | その他の事項及び今後の作業 |
| 10. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 11. | 報告書の採択 |

第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2009 年 11 月 2 日 (月) ~11 月 6 日 (金)

場所 : デュッセルドルフ (ドイツ)

主要議題の検討内容

議題 3. 食物繊維の分析方法のリスト (ステップ 7)

第 30 回会合において、栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 (Part B：食物繊維含有量について) が議論され、第 32 回総会において、食物繊維の定義も含め条件表が採択されたが、食物繊維の分析法については、リストの更新も含め今次会合にて議論されることとなっていたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。

議題 4. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)

第 30 回会合にて韓国が中心となって作成した原案を会期直前の物理的作業部会で修正した案に基づき議論が行われ、基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた。一般集団の NRV の数値の決め方については、異なる性年齢群の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意されたが、本改訂原案についてはステップ 2/3 に戻し、韓国を中心とする電子作業部会によって引き続き議論するとともに、FAO/WHO のビタミン及びミネラルの必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) を修正するために新規作業の提案に関する討議文書

第 30 回会合にて「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9)」について、必須栄養素の添加の目的、方法等が変化してきていることから見直しをするべきというカナダ提案の新規作業について議論が行われ、CAC/GL 9 の見直しの必要性は認められるものの、資料の到達が遅く検討する時

間が少なかったこと、新規作業の目的等について不明確である等の理由から、カナダ主導の電子作業部会で、背景説明も含めた討議文書を再度作成し、今次会合で検討することとしたもの。

本件については、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 6. 低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書

ガーナ提案の「乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための新規作業の提案」と、ひとつの作業にすることができないかも含めて議論が行われ、どちらの提案も特に途上国の栄養失調児を対象としているものの新規作業を行う目的となる食品等が異なることから、それぞれ電子作業部会を立ち上げ、両者が緊密に連絡を取りつつも、新規作業提案内容について別々に議論することとされたもの。

我が国においては必要とされる規格ではないことに留意しつつ、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 7. 乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書（CAC/GL 8-1991）

インド提案の「低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案」と、ひとつの作業にすることができないかも含めて議論が行われ、どちらの提案も特に途上国の栄養失調児を対象としているものの、新規作業を行う目的となる食品等が異なることから、それぞれ電子作業部会を立ち上げ、両者が緊密に連絡を取りつつも、新規作業提案内容について別々に議論することとされたもの。

我が国においては必要とされる規格ではないことに留意しつつ、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 8. 非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書

前回の部会において、非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する新規作業が提案され、今次会合前に、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととしていたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回食品衛生部会

日時 : 2009 年 11 月 16 日 (月) ~11 月 20 日 (金)
場所 : サンディエゴ (アメリカ)

想定される仮議題 (資料未着のため)

| | |
|----|--|
| 1. | 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案 |
| 2. | 貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての 付属文書 |
| 3. | 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 |
| 4. | 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範：葉物のハーブを含む緑色葉野菜付属文書 |
| 5. | 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範 |
| 6. | 食品衛生部会におけるリスク分析ポリシー |

第 41 回食品衛生部会 (CCFH) の検討予定議題

日時：2009 年 11 月 16 日 (月) ～11 月 20 日 (金)

場所：サンディエゴ (アメリカ)

第 41 回食品衛生部会 (CCFH) の仮議題については、現段階では公表されておらず、想定される議題は以下のとおりである。

なお、その他の議題についても情報収集に努め適宜対応したい。

検討予定議題

1. 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
2. 貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての付属文書 (ステップ 4)
 - (1) 前回会合において、海産食品におけるビブリオ属菌について、1) 温度管理が 10℃以下で十分か、2) 特にリスクの高い消費者に対して、これら生ものの消費や調理を控えるよう注意喚起を表示すること、3) “cooked” から “treated” への用語の変更等のセクションごとに詳細な議論を行ったことで大きな進展が見られたが、更に議論が必要な問題がいくつか残っていることから、本原案をステップ 3 に差し戻し、再度各国の意見を求めることとされたもの。部会開催前に日本を座長とする物理的作業部会が行われる予定であり、現在、コメントが要請されている。
 - (2) また前回会合において、貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法について付属文書を作成することが合意され、日本を座長とする物理的作業部会で作成した付属文書について議論される。

この付属文書は全ての貝類ではなく、二枚貝のみに焦点を当てており、表題を「二枚貝中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法に関する付属文書原案」と改めること、また食品分類を (i) “live” (ii) “raw” (iii) “partially treated” (iv) “thoroughly treated” の 4 つに分類すること等が提案されている。
 - (3) 実行可能でかつビブリオ属菌によるリスクを低減する上で効果的な衛生実施規範及び付属文書が合意に達するよう対応したい。
3. 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4) (資料未着)

鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌を管理するための、適正衛生規範

(Good Hygienic Practices, GHPs)、ハザードの低減効果に基づく (hazard-based) 手法、リスクに基づく (risk-based) 手法を提供するためのガイドライン案を検討しているものである。

前回会合において、さらに加盟国からの情報収集、またそれらを踏まえた更なる議論を必要とすることから、原案をステップ2に差し戻し、ニュージーランドとスウェーデンを座長とする物理的作業部会を再設置して議論を継続することが合意された。この作業部会は2009年9月8日から11日までブラジルにおいて開催されており、我が国も参加している。モニタリングについて各国の状況に関する情報提供が求められており、各国の状況を元にモニタリングの項が修正される。

我が国では、鶏肉によるカンピロバクター食中毒は多数発生していることから、フードチェーンの各段階におけるリスク低減措置の効果等に関する情報収集に努めるとともに本年5月に開催されたJEMRA 専門家会合の結果も踏まえ、科学的に適切なガイドラインが策定されるよう対応したい。

4. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範：薬物のハーブを含む緑色葉野菜付属文書 (ステップ4)

既に採択されている「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」に関して、緑色葉野菜に特化した付属文書を作成するもので、第31回コーデックス総会において新規作業として承認されたもの。

前回会合においては、付属文書に改善すべき点が多くみられたことから、詳細な議論は行わず、本文書をステップ2に差し戻すとした上で、回付文書 (Circular Letter) により、小規模な生産・加工・流通、水耕栽培、各生産工程に関連する微生物学的リスクとその低減対策等について各国に情報提供を求めた後、米国を座長とする電子的作業部会を開催し、検討を進めることとされた。

本年6月中旬に開催された電子作業部会が作成した文書案にコメントが要請されている。各国から提出されたコメントを勘案し、今次会合において検討を進めることとなった。

世界各国における薬物のハーブを含む緑色葉野菜を原因としたアウトブレイクの発生予防のため、実行可能でかつリスクを低減する上で効果的な付属文書が早期に作成されるよう対応したい。

5. 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範 (ステップ4)

作業部会からの勧告に基づき、食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範の策定を新規作業とすることが前回会合において合意され第32回総会で承認されたもの。オランダを議長として本年3月に開催された物理的作業部会が作成したガイドライン案へのコメントが、現在ステップ3で募集されている。本規範は、食品中のウイルス、

特にノロウイルス、A型肝炎ウイルスの制御に関するガイドラインを本体とし、①調理済み食品中のA型肝炎ウイルス及びノロウイルスの管理のための食品取扱者による衛生的な取扱い、②二枚貝中のA型肝炎ウイルス及びノロウイルスの管理に関する付属文書、③生鮮食品中のA型肝炎ウイルス及びノロウイルスの管理の3つの付属文書で構成されている。

本規範で対象としているノロウイルスとA型肝炎ウイルスの管理については、我が国でも重要な課題であり、その動向に注目しておく必要がある。また、食品取扱者による調理済み食品中のA型肝炎ウイルス及びノロウイルスの管理のための衛生的な取扱いに関する付属文書に関しては、基本的に本体との重複をできるだけ避けるべきとの立場であり、ガイドラインが科学的に適切かつ実行可能性のある文書となるよう、適切に対応したい。

6. 食品衛生部会におけるリスク分析ポリシー（資料未着）

コーデックス委員会の戦略的計画 2008-2013 の Activity 2.1 において各部会のリスク分析の原則を一致させることが目標として掲げられたことを受けて、第 39 回会合において新規作業とすることが合意され、今般、インドを議長とする電子作業部会でリスク分析ポリシーの原案が作成されたもの。

我が国としては、他の部会で既に作成されたリスク分析の文書に形式をあわせ、かつ CCFH の作業を円滑化させるものにすべきとの立場で対応したい。

その他

○ 食品の微生物規準の設定と適用に関する原則(CAC/GL 21-1997)の改訂に関する討議文書

「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドラインの微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針における付属文書(CAC/GL 63-2007)」が採択されたことを受けて、採択から既に 12 年以上経過した「食品の微生物規準の設定と適用に関する原則(CAC/GL 21-1997)」を改訂する必要があるのではないかとのオブザーバーである ICMSF¹からの提案により検討されるもの。現在、フィンランド、日本等からなる voluntary group が提案書を作成しており、近々、回付文書により新規作業提案として提出される予定である。

¹ International Commission on Microbiological Specifications for Foods

第33回総会までのコーデックス会合日程(予定)

| 会合名 | 開催期間及び場所 |
|------------------|--|
| 第30回魚類・水産製品部会 | 2009年 9月28日(月)～10月2日(金) アガディール(モロッコ) |
| 第3回抗菌剤耐性に関する特別部会 | 10月12日(月)～10月16日(金) チェジュ(韓国) |
| 第15回生鮮果実・野菜部会 | 10月19日(月)～10月23日(金) メキシコシティ(メキシコ) |
| 第31回栄養特殊用途食品部会 | 11月 2日(月)～11月 6日(金) デュッセルドルフ(ドイツ) |
| 第41回食品衛生部会 | 11月16日(月)～11月20日(金) サンディエゴ(米国) |
| 第63回執行委員会 | 12月 8日(火)～12月11日(金) ジュネーヴ(スイス) |
| 第9回乳・乳製品部会 | 2010年 2月 1日(月)～2月5日(金) オークランド(ニュージーランド) |
| 第18回食品輸出入検査・認証部会 | 3月 1日(月)～3月5日(金) サーファーズパラダイス(オーストラリア) |
| 第31回分析・サンプリング法部会 | 3月 8日(月)～3月12日(金) (ハンガリー) |
| 第42回食品添加物部会 | 3月15日(月)～3月19日(金) (中国) |
| 第4回汚染物質部会 | 3月22日(月)～3月26日(金) (オランダ) |
| 第26回一般原則部会 | 4月12日(月)～4月16日(金) パリ(フランス) |
| 第42回残留農薬部会 | 4月19日(月)～4月24日(金) 西安(中国) |
| 第38回食品表示部会 | 5月 3日(月)～5月 7日(金) ケベックシティ(カナダ) |
| 第64回執行委員会 | 6月29日(火)～7月 2日(金) ジュネーヴ(スイス) |
| 第33回総会 | 7月 5日(月)～7月 9日(金) ジュネーヴ(スイス) |

第 41 回コーデックス連絡協議会資料一覧

| 資料番号 | 資料名 |
|-------|--|
| 1 | 議事次第 |
| 2 | 委員名簿 |
| 3 | 会場配置図 |
| 4-(1) | 第 32 回総会 (CAC) 議題 |
| 4-(2) | 第 32 回総会 (CAC) 概要 |
| 4-(3) | 第 32 回総会 (CAC) 概要 - その他の事項 |
| 5-(1) | 第 30 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 仮議題 [仮訳] |
| 5-(2) | 第 30 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) の主な検討議題 |
| 6-(1) | 第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 仮議題 [仮訳] |
| 6-(2) | 第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の主な検討議題 |
| 7-(1) | 第 15 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 仮議題 [仮訳] |
| 7-(2) | 第 15 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題 |
| 8-(1) | 第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題 [仮訳] |
| 8-(2) | 第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題 |
| 9-(1) | 第 41 回食品衛生部会 (CCFH) 仮議題 [想定される仮議題] |
| 9-(2) | 第 41 回食品衛生部会 (CCFH) の検討予定議題 |
| 参考資料 | 第 32 回総会までのコーデックス会合 |
| | <p>有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン</p> <p>※ この資料は農林水産省ホームページに掲載されております。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/</p> <p>農林水産省トップページ→「消費・安全」→コーデックス委員会 からご覧になれます。</p> |